

野田村

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
6月19日	1 県道の整備促進について	<p>東日本大震災の大津波により、国道45号のほか、村内の主要な幹線となる県道が一時通行不能となり、救援活動に支障をきたしたほか、生活道路としての利用が閉ざされたことから、住民生活にも支障をきたしたところであります。</p> <p>そのような中、主要地方道野田山形線につきましては、村中心部を通過していた一部を浸水想定区域外に付け替える等の整備をいただいておりますが、三陸沿岸道路にも接続されていることから交通量も増えております。この路線は地区を横断して整備されていることから、地域住民が安全に横断出来るよう、横断歩道の設置について関係機関に要望いただきますようお願いいたします。</p> <p>また、当該路線は、県としても内陸部と沿岸北部を結ぶ重要な役割を担う幹線道路と位置付けていることから、狭隘部分の拡幅整備を進めていただきますよう、引き続き要望いたします。</p>	<p>主要地方道野田山形線の狭隘部分については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら総合的に判断していきます。(C)</p>	県北広域振興局	土木部	C:1
6月19日	2 津波・高潮対策施設の更なる拡張整備について	<p>(1) 野田湾の津波・高潮対策について</p> <p>震災で破壊された海岸防潮堤等の復旧事業は実施していただきましたが、令和4年3月に岩手県より最大クラスの津波襲来の可能性が示されたことから、これまで被災地として取り組んできた復旧・復興・防災対策を活かし、今後も安心・安全なまちづくりを進め、住民の生命財産を守るため、防災・減災の観点から、村沿線の国道45号の嵩上げ等、更なる対策を講じていただくとともに、国に対しても要望していただきますよう要望いたします。</p>	<p>(1) 野田湾の津波・高潮対策については、防潮堤・水門などの津波対策施設の整備・復旧事業が令和2年度に完成したところです。</p> <p>また、国道45号の嵩上げについては、隣接する米田地区海岸の工事と併せて施工し、令和2年度に完成したことで、県が予定していた防潮堤・水門などの津波対策施設の整備・復旧事業は完了したところです。</p> <p>日本海溝・千島海溝沿いを震源とした地震など、最大クラスの津波に対しては、ハードとソフトを適切に組み合わせた多重防災型まちづくりを進め、被害をできるだけ最小化するという減災の考え方によって、地域の安全の確保を図ることとしており、国と連携を図りながら、市町村の対策を支援したいと考えております。(B)</p> <p>また、市町村への支援については、政府予算提言・要望や北海道東北地方知事会の提言活動を通じ、また様々な機会を捉えて、総合的な防災対策への支援や市町村負担の更なる軽減を国に求めていきます。(B)</p>	県北広域振興局	経営企画部 林務部 土木部	A:2 B:2 C:1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
		<p>(2) 下安家地区の津波・洪水対策について</p> <p>下安家地区は明治29年の大津波の際に死傷者、行方不明者を多数出したことから、地区住民は地震発生の都度津波への恐怖心を募らせており、県においても平成17年度から当地域の津波対策を検討されてきたところであります。</p> <p>しかし、地形の特殊性等から堤防、水門及び避難路などの安全対策がほとんど講じられないまま、東日本大震災大津波のほか、平成28年に襲来した台風第10号により、村道や家屋、さけ・ますふ化場施設など、流域一帯が甚大な被害を受けました。</p> <p>復興事業等により、県道改良や宅地盤の嵩上げ、高台移転等一定の対策がなされたものの、令和4年3月に岩手県より最大クラスの津波襲来の可能性が示されたことから、地区住民や漁業関係者は以前にも増して津波や洪水への不安を募らせている状況であり、ソフト対策のみでは“安全に逃げる”ことが難しい地域でもありますので防潮堤・水門等での津波対策を早急に講じていただきますよう要望いたします。</p> <p>また、安家川沿いに放置されたままになっている流木については、予算を確保していただき順次撤去いただいているところですが、台風などの大雨により増水した際には下流に流出し、住家、さけ・ますふ化場施設、漁港施設に多大な被害を再びもたらす恐れがありますので、上流に残置されている流木も含め、撤去作業を早期に完了させていただくとともに、撤去状況について引き続き情報を共有していただきますよう併せて要望いたします。</p>	<p>(2) 下安家地区の津波対策については、地形的な特性等を考慮しながら、これまで種々な対策の可能性を検討し、平成17年度から住民懇談会を開催するなど、アンケート調査や住民の方々と意見交換を行ってきたところであり、津波対策については、数十年から百数十年の頻度で起きる津波に対しては、宅地嵩上げや道路嵩上げによるハード整備を進めてきたところですが、</p> <p>一方で、東日本大震災のような、最大クラスの津波については、このハード整備と、住民の安全で迅速な避難のための、ソフト対策による多重防御による対策を考えていますので御理解願います。なお、ハザードマップ作成等のソフト対策については、今後も支援したいと考えています。(C)</p> <p>安家川の流木撤去については、令和6年度まで順次実施してきたところであり、今後も、防災・減災の観点から必要な予算を確保しつつ、貴村を含め関係機関とも情報共有しながら適切に対応していきます。(A:2)</p>			

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
6月19日	3 海岸保全対策について	<p>当村の海岸線は、約半分が海岸保全区域に指定され、逐次施設の整備を実施していただいておりますが、特に、十府ヶ浦海岸の砂浜の侵食、野田玉川海岸の崩落等の度合いが激しく、その対策に苦慮しております。</p> <p>十府ヶ浦海岸においては浚渫砂等の投入も対応していただきましたが、砂浜の侵食は震災前から続いており、海岸防潮堤への影響が懸念されますので、砂の流れを抑えるための突堤など構造物を設置されるとともに、野田玉川海岸においては海岸に隣接する三陸鉄道リアス線、玉川野営場、村道等の崩落に繋がる恐れがありますので、早急に対策を講じていただきますよう引き続き強く要望いたします。</p> <p>また、県で実施している測量調査や海岸パトロールの結果について、引き続き情報を共有していただきますようよろしくお願いいたします。</p>	<p>十府ヶ浦海岸の海岸線については、令和2年度に水門新設工事や防潮堤等の震災復旧工事が完成したところです。</p> <p>砂浜の侵食については、令和元年度及び令和2年度に養浜材を投入しており、現在は、東日本大震災前と同程度までの砂浜を有している状況です。突堤など構造物の整備については、汀線の状況を注視しながら判断していきます。(C)</p> <p>野田玉川海岸については、まずは現状を把握するため、令和元年度と令和3年度に測量調査等を実施し、変化が無いことを確認しています。令和6年度も測量調査を実施し、結果を精査しているところです。</p> <p>この成果を踏まえつつ、毎月実施している海岸パトロールと併せて、関係機関とも連携し、今後の海岸侵食の進行状況を注視していきます。(C)</p> <p>また、県が実施する測量調査結果等については、引き続き貴村と情報共有を図っていきます。(A)</p>	県北広域振興局	土木部	A:1 C:2

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
6月19日	4 河川の整備促進及び浸水被害対策について	<p>(1) 宇部川等の河川整備及び洪水対策について</p> <p>当村の中心市街地である城内地区は浸水被害常襲地区であり、その対策として、本町地区の河川整備や二級河川明内川分流河川整備を実施していただきましたが、平成28年の台風第10号では、この整備区間の上流部で越水し、家屋への浸水被害が発生しております。</p> <p>また、令和元年の台風第19号では、二級河川宇部川においても越水し、家屋への浸水被害が確認されております。</p> <p>城内地区の浸水対策は、現分流河川整備箇所の上流部で計画されている放水路整備が完成して初めてその効果を発揮するものと認識しております。昨年度基本調査に着手いただいたところですが、整備事業につきましても早期に着工していただきますよう強く要望いたします。</p> <p>また、台風第19号では二級河川宇部川の堤防から越水した箇所につきましては植生土のう積を実施していただきましたが、コンクリートによる堤防の嵩上げ及び法面の被覆等の恒久的な対策を進めるとともに、二級河川明内川及び泉沢川を含めた計画高水流量の流下能力を満たす断面確保のための計画的な河道掘削の計画的な実施や、上流部の支障倒木の撤去、法面のコンクリート被覆対策等実施していただきますよう強く要望いたします。</p>	<p>(1) 二級河川明内川の分流河川整備については、村道前田小田川線沿いに分水工及び分水路が令和2年度に完成したところです。</p> <p>明内川上流部の放水路整備については、大規模な工事となり、早期の整備効果発現を視野に入れながら、様々な調査・検討が必要であることから、令和5年度から放水路の設計検討を行っているところであり、引き続き、必要な検討を着実に進めていきます。(A)</p> <p>宇部川の野田橋上下流たもとの天端高が低くなっている台風第19号で溢水した区間については、令和2年度に河道掘削工事に合わせて、掘削土を活用した植生土のう積を実施し、令和4年度から令和5年度に掛けてさらに補強したところです。(A)</p> <p>また、平成28年台風第10号及び令和元年台風第19号の被害を踏まえ、河道内の土砂堆積や流木堆積等の著しい箇所を優先的に流下能力の確保に努めているところであり、令和元年度は宇部川の野田地区において河道掘削及び支障木除去を実施し、令和2年度は宇部川上流部の河道掘削、令和3年度は宇部川野田地区の河道掘削、令和5年度は明内川分水路の土砂撤去及び宇部川下流部の支障木除去を実施したところです。</p> <p>今後も、防災・減災の観点から対策に必要な予算を確保し、緊急性が高い箇所について、優先的に堆積土砂の撤去や支障木除去、適切な河川管理に努めていきます。(B)</p>	県北広域振興局	土木部	A:4 B:1 C:2

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
		<p>(2) 旧秋田川の浸水被害対策について</p> <p>旧秋田川の浸水対策につきましては、平成29年度に事業完了した土地区画整理事業により、浸水被害軽減のための対策も併せて実施したところであります。</p> <p>こうした対策もあり、平成28年の台風第10号では、かろうじて被害を免れたものの、この地区の浸水被害は、二級河川宇部川と明内川に挟まれた地形であることと、洪水及び波浪満潮時に河口水位の上昇によるバックウォーターで旧秋田川水門付近の河川水位が上がり排水できないことが大きく起因するものと考えられます。</p> <p>河道掘削など対策を講じていただいておりますが、暫定的措置であることから、原因調査と、周辺小河川からの流入による内水を宇部川へ強制的に排水できる施設を整備するなどの対策を早急を実施していただくとともに、洪水を軽減するため国道45号線と防潮堤の間に遊水地の整備等についてご検討いただきますようお願いいたします。</p>	<p>(2) 県としても、旧秋田川に係る過去の内水による浸水被害は、洪水時に宇部川の水位が上昇し旧秋田川の流下を滞らせることによって生じたものと認識しており、まずは、当面の対策として、洪水時の宇部川の水位を下げるため、当該区間において秋田川及び宇部川で河道掘削を行ってきたところであり、令和5年度は宇部川下流部の支障木撤去を実施しました。(A)</p> <p>洪水時に周辺から旧秋田川に流入する内水を宇部川へ強制的に排水する施設の整備については、県全体の内水対策にかかる緊急性等を総合的に勘案し、事業化に向けた調査・検討を進めていきます。</p> <p>(C)</p> <p>また、国道45号と防潮堤との間への遊水地の整備等については、明内川放水路計画と併せて、流域全体での整備の方向性を検討していきます。(C)</p> <p>なお、平成22年度には宇部川に水位局を設置し、平成30年度には秋田川に、洪水時の水位観測に特化した水位計(危機管理型水位計)を設置し、令和2年度には宇部川に簡易型河川監視カメラを設置するなど、地域住民の円滑で迅速な避難行動や水防活動に資するため、洪水に係る防災情報の充実強化を図っています。(A)</p>			

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
6月19日	5 北岩手・北三陸横断道路整備促進について	<p>東日本大震災以降、県により復興道路と指定された三陸沿岸道路、宮古盛岡横断道路、東北横断自動車道釜石秋田線の3路線につきましては、移動時間を更に短縮した計画により整備が進められ、県央と沿岸中南部の交流拡大が進む中、県央と沿岸北部を結ぶ横断道路は依然として目が向けられていない状況にあります。</p> <p>そうした中ではありますが、令和3年に策定された「岩手県新広域道路交通ビジョン・計画」では、構想路線として「(仮称)久慈内陸道路」の名称で位置付けていただき、令和4年度から調査業務に着手いただいているところであります。</p> <p>県北地域を横断する高規格道路整備は、産業はもとより、防災、医療、観光と多面的な分野において地域の発展に寄与するとともに、岩手県全域を俯瞰した時に、県南地域の道路網との格差を是正する観点においても、必要不可欠であり非常に重要であると考えます。</p> <p>つきましては、北岩手・北三陸を横断する広域道路ネットワークについて、具体的な構想路線を関係市町村と協議を進め、早期に広域移動を支える基幹道路として整備・着工されるとともに、当村を含めた県北の地域経済の発展は基より、医療・教育・福祉の充実による地域間の連携を加速させるため、地域一帯の道路ネットワークの強靱化を図られるよう要望いたします。</p>	<p>令和3年に策定した「岩手県新広域道路交通計画」では、国道281号を一般広域道路に、さらに、これに重ねる形で「(仮称)久慈内陸道路」を将来的に高規格道路としての役割を期待する構想路線に位置付けました。</p> <p>この計画に基づき、国道281号については、将来的な高規格道路化を見据えた規格により、トンネル等による整備を順次進めているところです。現在、令和2年度に事業化した久慈市「案内～戸呂町口工区」の道路改良工事を進めており、引き続き整備の推進に努めていきます。(A)</p> <p>また、久慈内陸道路については、路線全体の整備の考え方やおおまかなルートの検討状況などについて、沿線の市町村と丁寧意見交換しながら、検討を優先する葛巻町内の区間について、より詳細な地形図などを用いて、ルート検討の精度を上げていくなど、調査の熟度を高めていきます。(C)</p>	県北広域振興局	土木部	A:1 C:1
6月19日	6 三陸沿岸道路インターチェンジの整備について	<p>三陸沿岸道路の全線開通により、当村においても救急医療や、観光振興、地域間交流の活性化など様々な整備効果が表れているところでございます。</p> <p>当村には野田ICが整備されておりますが、令和4年3月に県が公表した津波浸水想定では、村内唯一の野田IC周辺が浸水することになり、村へのアクセスが寸断され、地域が孤立することが懸念されております。</p> <p>このことから、地域の利便性の向上のほか、避難・緊急輸送道路として、また、住民の生活・医療等の利便性を図るとともに、観光施設への誘客促進のため、当村において津波浸水区域外でもある玉川地区へのインターチェンジの整備につきまして、国に対して要請していただきますよう要望いたします。</p>	<p>三陸沿岸道路のインターチェンジは、ハーフインターチェンジを含めると41か所あり、東北縦貫自動車道と比較すると、その設置間隔は半分程度となっております。</p> <p>玉川地区へのインターチェンジの整備については、要望の趣旨や内容について、引き続き国に伝えていきます。(C)</p>	県北広域振興局	土木部	C:1

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
6月17日	7 被災者住宅再建等に係る支援制度の拡充について	<p>今後起こり得る災害への備えとして、全ての被災者が、公平・確実な住宅再建を果たせるよう各種支援制度の拡充・見直しを要望いたします。</p> <p>東日本大震災以降も、熊本地震、北海道胆振東部地震や能登半島地震など大規模な地震が発生しており、昨今の物価高騰等を踏まえれば、支援金制度の拡充が急がれます。</p> <p>また、東日本大震災からの復興では、各種支援制度を活用して被災者の生活再建に取り組んでまいりましたが、制度上一律の線引きをすることにより、事業実施にあたって被災者の不公平感や不満を生み出し、対応に苦慮した経緯があります。</p> <p>今後、大きな災害が発生した場合、被災者生活再建支援金を始めとする各種事業・制度が、被災地・被災者の実情に寄り添った形で実施されることで、被災者の自力再建が十分に図られるよう、国に強く要請するよう要望いたします。</p>	<p>県では、平成25年以降、県内市町村に災害救助法や被災者生活再建支援法が適用となる自然災害が発生したものの、これらの法律が適用されない市町村が独自に支援金を支給する場合等において、当該市町村へ補助を行っているほか、東日本大震災津波では、県内での「持ち家」再建の支援として市町村と共同で、住宅の新築や購入等に対し補助してきたところです。</p> <p>今後も、自然災害が発生した場合には、その被害の状況及びこれまでの取組の実績を踏まえ、被災者の住宅再建に向けた必要な支援について検討していきます。(B)</p> <p>また、これまでも、被災者生活再建支援制度の適用拡大等、柔軟な運用を国に要望しているところであり、今後においても実情に応じた支援が図られるよう要望を継続していきます。(B)</p>	県北広域振興局	経営企画部	B:2

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
6月19日	8 物価高騰対策について	<p>深刻な円安、長引く物価高騰は、住民生活を直撃するとともに、新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ地域経済の回復に水を差す状況となっています。</p> <p>また、農林水産業等の生業に必要な資材等の高騰により、生産者は常に経営存続の岐路に直面しております。</p> <p>この状況は、家庭向け電気・ガス料金等に対する政府補助金の廃止に追い打ちをかけるように中東情勢の不安定化や円安により、今後も続くと考えられ、灯油等の需要が増加する冬季には、例年に増して経済的に生活が非常に厳しい状況になるとともに、これまで持ちこたえてきた生業の維持が難しくなり、廃業する生産者も出かねません。</p> <p>住民の生活を安定させるため、昨年度と同様に“生活困窮者原油価格・物価高騰特別対策事業”の拡充実施と、本県の主要産業である農林水産業を維持していくため、経営の安定に対する支援を継続していただきますようお願いいたします。</p>	<p>生活困窮者原油価格・物価高騰等特別対策費補助については、毎年度、光熱費等の動向や、国による支援の状況、市町村の意向などを総合的に勘案し、実施を判断しています。</p> <p>令和6年度も、令和5年度に引き続いて、市町村が灯油購入費、光熱費及び防寒用品購入費用等を助成する場合に要する経費を補助することとして12月補正措置しました。(A)</p> <p>生産資材の令和6年12月現在の価格は、高騰前の令和2年と比べ、約2割高く、依然として、生産者の経営に大きな影響を与えています。</p> <p>県では、燃料や飼料、肥料の価格高騰等による農林漁業者への影響を緩和するため、国に対し、燃料、飼料、肥料、電気料金の高騰対策の充実・強化を要望しているほか、国事業の積極的な活用を進めるとともに、令和6年度一般会計補正予算(第9号)において、県独自に、配合飼料購入費の価格上昇分への支援や、和牛繁殖経営の生産費の上昇分への支援、肥料コスト低減等に向けた機械導入等への支援を行っています。</p> <p>こうした支援策を迅速かつ確実に実施するとともに、化学肥料の使用量を低減する堆肥等の活用や、飼料基盤を積極的に活用した自給飼料の生産拡大を推進、ウニ・ナマコの放流用種苗の価格上昇分への支援を行っています。</p> <p>引き続き、燃料・資材価格等の動向を注視しながら、農林漁業者の生産者の経営安定が図られるよう取り組んでいきます。(A)</p>	県北広域振興局	保健福祉環境部 農政部 林務部 水産部	A:2

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
6月19日	9 有害鳥獣の抜本的な対策について	<p>クマ、ニホンジカなどの有害鳥獣による被害は年々増加し、近年はイノシシの生息域も拡大しております。また、農作物被害のみならず、住民の生活圏においても日常的に目撃されるようになっております。特に昨年は本村においても、クマの出没・捕獲等件数も大幅に増加しており、すでに今年度においてもクマの目撃情報が寄せられているところであります。</p> <p>有害鳥獣駆除は、現場となる市町村が中心となり対策に取り組んでおりますが、抜本的な解決には至っておらず、農作物被害に止まらず、住民の安心・安全な生活をも脅かし、それによる農家の営農意欲の低下など懸念しているところであります。</p> <p>以上のことから、広域的に有害鳥獣の適正な個体管理のうえ、生態系の維持に取り組まれるよう要望いたします。</p> <p>また、駆除された有害鳥獣が山林に放置されるなど処理に困ることの無いよう、駆除から処理までの一貫した取組を支援するため、食肉加工処理場の広域的な整備について、県が主導して取り組まれ実施されますよう併せて要望いたします。</p>	<p>県では、令和3年度に策定したニホンジカ、ツキノワグマ、イノシシ等に係る第二種特定鳥獣管理計画に基づき、保護及び管理に努めているところです。</p> <p>ツキノワグマについては、個体数を低減する方針とし、捕獲上限数の引き上げや狩猟期間の延長、特例配分の追加などを行ったところです。</p> <p>なお、令和6年度から個体数推定のためのヘアトラップ調査を実施することとしており、クマが指定管理鳥獣に追加されたことも踏まえて、管理計画を見直し、適切な個体数管理に取り組んでいきます。</p> <p>また、ニホンジカについては、令和6年度の年間の捕獲頭数を2万5千頭以上と設定し、イノシシも含めて、指定管理鳥獣捕獲等事業により捕獲の強化や被害防除対策の促進等に取り組んでいるところです。</p> <p>なお、ニホンジカ及びイノシシに関しては、市町村等からの被害防止対策の強化を求める要望を受け、令和5年度から、それまでの市町村を単位とした捕獲活動に加え、県が主体となって市町村を越えて移動する野生鳥獣の広域捕獲活動を実施しています。</p> <p>引き続き、市町村や猟友会など関係機関と連携し、鳥獣の適正な管理に取り組んでいきます。(B)</p> <p>捕獲個体の処理に関し、食肉利用等のための施設や焼却施設については、国の鳥獣被害防止総合対策交付金により市町村等において整備することが可能となっております。県では、令和6年度、更に、鳥獣捕獲個体処理効率化支援事業費補助金を創設し、市町村負担の軽減を図ることとしたところであり、制度の活用に向けた助言等を行っていきます。</p> <p>なお、本県のシカ肉等については、放射性物質の影響によって、国から県全域を対象とした出荷制限を指示されていますので、シカ肉等の利用に関心を示す市町村等から要望があった場合には、出荷制限の一部解除に向けた野生鳥獣肉の適正な管理・検査体制の整備や販路開拓等の取組を支援していきます。(B)</p>	県北広域振興局	保健福祉環境部 農政部	B:2

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
6月19日	10 治山事業の推進について	<p>豪雨災害は、その規模・頻度を増し、住民は洪水・土砂災害に対する不安を募らせております。当村においても近年、以下の3地区において山崩れが確認されたほか、村の景勝地である「大唐の倉」においても、今年4月2日未明の地震により新たに崩落が確認されたところでは、</p> <p>特にも港地区の崩落は、生活道をふさぎ漁港施設の利用が制限されるなど漁業者をはじめとする漁港利用者にも不便をきたしているほか、新たに発生した「大唐の倉」については、近年注目を集める観光資源としての「みちのく潮風トレイル」のコース上にあることから、緊急的に通行禁止の措置を実施しておりますが、観光面での影響も懸念されています。また、愛宕町地区においては、過去に直下の住家に土砂が流入したこともあるため、住民が土地利用を躊躇するなど、現に住民生活への影響が生じております。</p> <p>このような状況を解消し、住民・来村者の安心・安全を確保するためにも、治山事業の早期事業採択及び早期着手を要望いたします。</p> <p>治山事業を要望する箇所 ① 港地区 字小谷地（2カ所） ② 愛宕町地区 字城内 ③ 南浜地区 字蒲沢</p>	<p>県では、集落における山地災害防止機能を確保していくため、「治山事業4箇年実施計画において重点化の方針を定め、計画的に事業を実施しているところでは、</p> <p>港地区字小谷地については、令和5年2月に発生した山腹崩壊地に対し、工事実施に向けた概略調査を令和6年度に着手しており、令和7年度から測量設計及び工事を実施する計画としております。（A）</p> <p>なお、令和6年4月に発生した「大唐の倉」の崩壊については、貴村の協力を得ながら有効な対策を検討します。（B）</p> <p>また、愛宕町地区字城内については、令和7年度に測量設計に着手します。（A）</p> <p>その他の御要望の箇所については、斜面荒廃の進行状況を踏まえ、必要な対策の検討を進めてまいります。（B）</p>	県北広域振興局	林務部	A:2 B:2

要望月日	要望項目	要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
6月19日	11 水産業振興について	<p>気候変動に起因すると考えられている近年の「サケ」の大不漁をはじめ、県内全域で継続的に発生している麻痺性貝毒やへい死は、村の特産物である「荒海ホタテ」を生産する漁業者の生活に多大な影響を及ぼしております。</p> <p>「サケ」の資源回復と「荒海ホタテ」に代表される村の養殖品目の収穫の安定化は、早急に対策を講じる必要があるとともに、水産資源の維持・回復のための研究・対策は、漁業関係者の経営の安定化と意欲の増進につながるものであります。</p> <p>不漁等の原因究明に加え、気候変動による自然環境の激変を見据えた漁業者等が新たな魚種に取り組み、事業展開を行うための施設や資材を整備するための支援を検討するとともに国に対しても要請するよう要望いたします。</p>	<p>海洋環境の変化に伴い、サケをはじめとする主要魚種の漁獲量の減少や、ホタテガイの麻痺性貝毒による出荷自主規制やへい死により、漁業者及び漁協の経営は厳しい状況となっています。</p> <p>サケについては、資源の回復に向け、国の研究機関等と連携し、放流後のサケ稚魚の移動や成長等の調査研究による不漁要因の解明を進めているほか、海洋環境の変化への適応が期待される、大型で遊泳力の高い強靱な稚魚の放流を推進しています。</p> <p>ホタテガイについては、安定生産に向け、水産技術センターが、へい死要因の解明と対策の検討を進めているほか、国に対し、貝毒の発生予測技術や、毒量の低減技術に関する調査・研究の充実を要望しています。</p> <p>県では、海水温の上昇による環境変化に適応できるよう、高水温に強いアサリ等の新たな養殖種の導入に係る検討を行っています。生産現場で施設や資材等の整備が必要となる場合は、国の「がんばる養殖復興支援事業」等の活用を促しながら支援を行うとともに、国に対し、新養殖種の導入に向けた取組について、事業化する前の実証試験段階の取組も支援の対象とするよう要望しています。(B)</p>	県北広域振興局	水産部	B:1